

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	保) 再処理個別 01 R0
提出年月日	2022 年 4 月 15 日

事業指定との整合性に係る補足説明資料

本資料は、【保) 再処理個別 01】の新規作成版である。

本書類の記載内容のうち 内の記載事項は、公開制限情報に属するものであり、公開できませんので、削除しております。

目 次

1. 概要	1
2. 事業指定との整合性に係る説明	1

添付 再処理事業指定と再処理施設保安規定変更内容の整理表

1. 概要

本資料は、再処理施設保安規定と再処理事業指定（令和2年7月29日付け原規規発第2007292号にて変更許可を受けたもの）との整合性について説明するものである。

2. 事業指定との整合性に係る説明

今回の保安規定における各条文、図表について、再処理事業指定との整合性を添付に示す。

再処理事業指定と再処理施設保安規定変更内容の整理表

赤字箇所：保安規定変更箇所（記載の適正化を除く。）

保安規定変更箇所	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
<p>第2章 保安管理体制</p> <p>(職務)</p> <p>第17条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。</p> <p>2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 安全・品質本部長は、社長が行う品質マネジメントシステムに係る業務の補佐（事業部長及び副室長が行う品質マネジメントシステムに係る活動が適切に実施されることへの支援を含む。）品質・保安会議の運営に係る業務及び再処理事業に係る役員等への安全に係る教育を行うとともに、所管する業務に関し、管理責任者として必要な業務を行う。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>E. 経営責任者等の責任</p> <p>e. 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>(a) 責任及び権限</p> <p>社長は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>[ページ 763]</p> <p>九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>F. 資源の管理</p> <p>b. 要員の力量の確保及び教育訓練</p> <p>(b) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(ロ) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。</p> <p>[ページ 767]</p>	<p>(添付書類三)</p> <p>ハ、その他変更後における再処理に関する技術的能力に関する事項</p> <p>1. 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>本変更後における再処理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務は、第1図に示す再処理関係部署にて第1表のとおり分掌する。</p> <p>これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第50条第1項の規定に基づく再処理事業所再処理施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担の下で再処理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務を適確に実施する。</p> <p>[ページ 3-22]</p> <p>(添付書類六)</p> <p>10. 運転保守</p> <p>10.1 基本方針</p> <p>再処理施設の運転保守の基本方針は、「原子炉等規制法」第50条第1項の規定に基づいて、保安規定を定め、これによるものとする。</p> <p>10.2 組織及び職務</p> <p>再処理施設の保安組織は、社長、監査室長、安全・品質本部長、再処理事業部長、技術本部長、核燃料取扱主任者、再処理計画部、品質保証部、安全管理部、放射線管理部、核物質管理部、防災管理部、新基幹設計部、再処理工場、技術管理部、土木建築部、エンジニアリングセンターをもって構成する。</p> <p>再処理施設事業変更許可申請を伴う変更、保安規定の変更等について、他事業等の代表者を含む委員によって、全社的観点（他事業との整合性等）から保安上の基本方針を審議する品質・保安会議（副社長（安全担当）が議長）を設置する。また、再処理施設の改造計画、使用計画等について、技術的専門性を有した委員によって、再処理施設に係る保安業務全体の観点から保安に係る基本的な計画の妥当性を審議する再処理安全委員会（再処理事業部長が委員長を任命）を設置する。さらに、品質保証活動の実施状況を確認し、経営として評価、審議するため、安全・品質改革委員会（社長が委員長）を設置する。</p> <p>[ページ 6-10-1、2]</p> <p>(添付書類三)</p> <p>ハ、その他変更後における再処理に関する技術的能力に関する事項</p> <p>5. 技術者に対する教育及び訓練</p> <p>(1) 技術者に対しては、再処理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に当たり、一層の技術的能力向上のため、以下の教育及び訓練を実施する。</p> <p>a. 社内における研修並びに設計、工事、運転及び保守の実務経験者の指導のもとにおける実務を通じて、施設の設計及び工事並びに運転及び保守に関する知識の維持及び向上を図るための教育（安全上の要求事項、設計根拠、設備構造及び過去のトラブル事例を含む。）を定期的実施する。また、必要となる教育及び訓練の計画をその職務に応じて定め、適切な力量を有していることを定期的に評価する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 教育及び訓練の詳細</p> <p>b. 再処理事業所では、原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持及び向上させるため、保安規定等に基づき、対象者、教育内容、教育時間及び教育実施時期について教育の実施計画を策定し、それにしたがって教育を実施する。</p> <p>[ページ 3-38、39]</p> <p>(添付書類六)</p> <p>10.8 教育及び訓練</p> <p>所員に対して、再処理施設の運転、保安、放射線防護及び異常時の措置に関する教育並びに緊急事態に対処するための総合的な実施訓練を定期的及び必要に応じて計画し実施する。</p> <p>[ページ 6-10-8]</p>	<p>左記のとおり事業指定に組織及び教育に係る記載があり、業務所掌及び教育について、保安規定に定め実施するものであるから、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

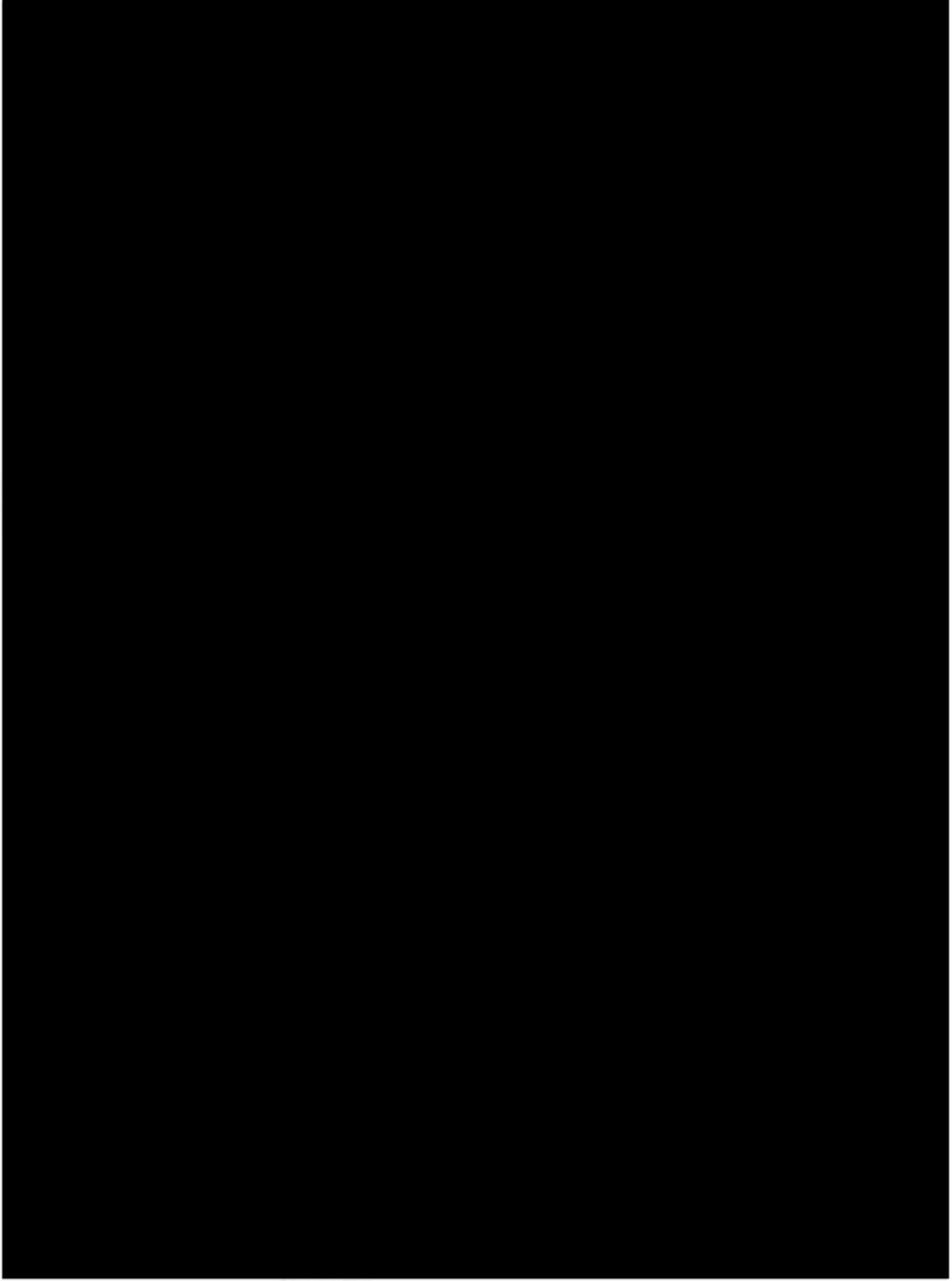
再処理事業指定と再処理施設保安規定変更内容の整理表

赤字箇所：保安規定変更箇所（記載の適正化を除く。）

保安規定変更箇所	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
<p>(品質・保安会議の審議事項、構成等)</p> <p>第20条 品質・保安会議は、次の各号に定める事項について、保安に係る基本方針を全社的観点から審議する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 品質・保安会議は、安全・品質本部長を議長とし、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者のほか、社長が選任した委員をもって構成する。</p> <p>3 第1項の審議に係る品質・保安会議の運営は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 会議は、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の出席をもって成立とする。 ただし、委員が出席できない場合は、委員が指名した代理人（核燃料取扱主任者においては代行者）を出席させることができる。</p> <p>(2) 議長が出席できない場合は、議長が指名した者が議長の職務を代行する。</p> <p>(3) 会議の審議事項であって緊急に処理する必要があり、かつ、会議の開催が困難な場合は、事業部長、再処理計画部長、核燃料取扱主任者を含む過半数の委員の持ち回りにより会議の審議に替えることができる。</p> <p>(4) 議長は、核燃料取扱主任者又はその代行者の意見を尊重する。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>削除</p>	<p>九、再処理施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項</p> <p>E. 経営責任者等の責任</p> <p>e. 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>(d) 組織の内部の情報の伝達</p> <p>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 [ページ 764～765]</p>	<p>(添付書類三)</p> <p>ハ、その他変更後における再処理に関する技術的能力に関する事項</p> <p>1. 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>本変更後における再処理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務は、第1図に示す再処理関係部署にて第1表のとおり分掌する。 これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第50条第1項の規定に基づく再処理事業所再処理施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担の下で再処理施設の設計及び工事並びに運転及び保守に係る業務を適確に実施する。 [ページ 3-22]</p> <p>ハ、その他変更後における再処理に関する技術的能力に関する事項</p> <p>1. 設計及び工事並びに運転及び保守のための組織</p> <p>再処理施設事業変更許可申請を伴う変更、保安規定の変更等について、他事業等の代表者を含む委員によって、全社的観点（他事業との整合性等）から保安上の基本方針を審議する品質・保安会議（副社長（安全担当）が議長）を設置する。 [ページ 3-24]</p> <p>(添付書類六)</p> <p>10. 運転保守</p> <p>10.1 基本方針</p> <p>再処理施設の運転保守の基本方針は、「原子炉等規制法」第50条第1項の規定に基づいて、保安規定を定め、これによるものとする。</p> <p>10.2 組織及び職務</p> <p>再処理施設の保安組織は、社長、監査室長、安全・品質本部長、再処理事業部長、技術本部長、核燃料取扱主任者、再処理計画部、品質保証部、安全管理部、放射線管理部、核物質管理部、防災管理部、新基幹設計部、再処理工場、技術管理部、土木建築部、エンジニアリングセンターをもって構成する。</p> <p>再処理施設事業変更許可申請を伴う変更、保安規定の変更等について、他事業等の代表者を含む委員によって、全社的観点（他事業との整合性等）から保安上の基本方針を審議する品質・保安会議（副社長（安全担当）が議長）を設置する。また、再処理施設の改修計画、使用計画等について、技術的専門性を有した委員によって、再処理施設に係る保安業務全体の観点から保安に係る基本的な計画の妥当性を審議する再処理安全委員会（再処理事業部長が委員長を任命）を設置する。さらに、品質保証活動の実施状況を確認し、経営として評価、審議するため、安全・品質改革委員会（社長が委員長）を設置する。 [ページ 6-10-1、2]</p>	<p>左記のとおり事業指定に安全・品質保安会議に係る記載があり、業務所掌について、保安規定に定め実施するものであるから、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>なお、添付書類の記載については、現在申請中の事業変更許可申請書の補正の際に反映する予定である。</p>

再処理事業指定と再処理施設保安規定変更内容の整理表

赤字箇所：保安規定変更箇所（記載の適正化を除く。）

保安規定変更箇所	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
<p>第7章 放射線管理</p> <p>別図4 保全区域図（第96条関係）</p>  <p>別図4 保全区域図（第96条関係）</p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</p> <p>A. 再処理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ. 再処理施設の一般構造</p> <p>(7) その他の主要な構造</p> <p>(i) 安全機能を有する施設</p> <p>(b) 再処理施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>再処理施設への人の不法な侵入等並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を核物質防護対策として防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認及び施設管理を行うことができる設計とする。</p> <p>[ページ 53]</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>1.7.14 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する設計</p> <p>再処理施設への人の不法な侵入等を防止するため、以下の設計とする。</p> <p>また、人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>1.7.14.1 安全設計</p> <p>(1) 再処理施設への人の不法な侵入等の防止の設計方針</p> <p>再処理施設への人の不法な侵入等並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を核物質防護対策として防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認及び施設管理を行うことができる設計とする。</p> <p>[ページ 6-1-694]</p>	<p>左記のとおり事業指定に不法な侵入等の防止に係る記載があり、そのうち保全区域については、法令に基づき保安規定に定め実施するものであるから、保安規定の記載と齟齬はない。</p>

再処理事業指定と再処理施設保安規定変更内容の整理表

赤字箇所：保安規定変更箇所（記載の適正化を除く。）

保安規定変更箇所	事業指定（本文）	事業指定（添付書類）	説明
<p>別図5 周辺監視区域図（第97条関係）</p>  <p>別図5 周辺監視区域図（第97条関係）</p>	<p>四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法</p> <p>A. 再処理施設の位置、構造及び設備</p> <p>ロ、再処理施設的一般構造</p> <p>(7) その他の主要な構造</p> <p>(i) 安全機能を有する施設</p> <p>(b) 再処理施設への人の不法な侵入等の防止</p> <p>再処理施設への人の不法な侵入等並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を核物質防護対策として防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認及び施設管理を行うことができる設計とする。</p> <p>[ページ 53]</p>	<p>(添付書類六)</p> <p>1.7.14 再処理施設への人の不法な侵入等の防止に関する設計</p> <p>再処理施設への人の不法な侵入等を防止するため、以下の設計とする。</p> <p>また、人の容易な侵入を防止できる柵等を他施設と共用する場合は、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>1.7.14.1 安全設計</p> <p>(1) 再処理施設への人の不法な侵入等の防止の設計方針</p> <p>再処理施設への人の不法な侵入等並びに核燃料物質等の不法な移動又は妨害破壊行為を核物質防護対策として防止するため、区域の設定、人の容易な侵入を防止できる柵、鉄筋コンクリート造りの壁等の障壁による防護、巡視、監視、出入口での身分確認及び施設管理を行うことができる設計とする。</p> <p>[ページ 6-1-694]</p>	<p>左記のとおり事業指定に不法な侵入等の防止に係る記載があり、そのうち保全区域については、法令に基づき保安規定に定め実施するものであるから、保安規定の記載と齟齬はない。</p> <p>なお、今回は図中の保全区域に係る変更であり、令和2年7月29日付け原規規発第2007292号にて許可された事業変更許可申請書を踏まえた周辺監視区域その他配置の変更については、新規制基準適合に係る保安規定の分割申請のうちの第2段階で反映する。</p>